

治水

発 行 所

全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区平河町2-7-5(砂防会館内)

編 集 人 川 野 正 隆

印 刷 所 株式会社 白橋印刷所

会 員 (定価 1 部 100 円)

そ の 他 一 般 (定価 1 部 150 円)

毎 月 1 回 15 日 発 行



境川東水門 (江戸川水系境川)

水防法の一部を改正する法律案

…今国会において成立を図る…

国土交通省は、東海水害の経験を踏まえ、水害に対する普段からの備えと洪水時における迅速かつ的確な情報伝達、避難行動により水害被害の軽減を図るため、洪水予報の対象河川を拡大するとともに、河川の浸水想定区域の公表および当該区域の避難体制の整備を行うため、水防法(昭和24年法律第193号)の一部を改正する法律案を作成した。

提出の理由として、「水災による被害の軽減を図るため、国土交通大臣に加え、新たに都道府県知事が洪水予報を行うこととするとともに、洪水予報を行う河川について浸水想定区域を指定し、当該浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な措置を講ずることとする等の必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。」としている。

この法案は、3月2日に閣議決定され、今国会である第151回通常国会において審議、成立の予定である。

水防法の一部を改正する法律案について

平成13年3月1日
国土交通省

1. 概 要

水災による被害の軽減を図るため、国土交通大臣に加え、新たに都道府県知事が洪水予報を行うこと、国土交通大臣及び都道府県知事による浸水想定区域の公表、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保等の措置を講ずる。

(1) 洪水予報河川の拡充

① 国土交通大臣に加え、新たに都道府県知事が、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を洪水予報河川に指定する。

② 都道府県知事は、洪水のおそれがあるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

(2) 浸水想定区域の公表等

① 国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、洪水予報河川について、河川整備の計画降雨により河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定する。

② 国土交通大臣等は、浸水想定区域の範囲及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知する。

(3) 円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

① 災害対策基本法の市町村防災会議は、浸水

想定区域の指定があったときは、同法の市町村地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

② 浸水想定区域内に地下街等の不特定かつ多数の者が利用する地下施設がある場合には、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報の伝達方法を定める。

③ 市町村長は、①の市町村地域防災計画に定めた洪水予報の伝達方法、避難場所等について住民に周知させるように努める。

④ 市町村防災会議の協議会が設置されている場合には、同協議会が市町村相互間地域防災計画において、浸水想定区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難場所等を定める。

(4) その他

附則で気象業務法を改正し、気象庁と共同して洪水予報を行う都道府県知事についての予警報の制限規定の適用除外等を行う。

2. 閣議決定の日

平成13年3月2日(金)

水防法の一部を改正する法律案要綱

第1 洪水予防河川の拡充

- 1 都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものを洪水予報を行う河川として指定するものとする。
- 2 1の指定がされた河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、洪水予報を行うものとする。(第10条の2関係)

第2 浸水想定区域の指定等

- 1 国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報を行う河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものとする。
- 2 浸水想定区域の指定は、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を明らかにしてするものとする。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、浸水想定区域の指定をしたときは、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならないものとする。(第10条の4関係)

第3 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

- 1 市町村防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報

の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項について定めるものとする。

- 2 市町村防災会議は、浸水想定区域内に地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報の伝達方法を定めるものとする。
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、1の市町村地域防災計画において定められた事項について住民に周知させるように努めるものとする。
- 4 水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合には、同協議会が、市町村相互間地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項について定めるものとする。(第10条の5関係)

第4 罰則

罰金額の引上げを行うものとする。(第38条から第40条まで関係)

第5 その他

その他所要の改正を行うものとする。

第6 附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行するものとする。(附則第1条関係)
- 二 気象業務法について所要の改正を行うものとする。(附則第2条関係)

水防法の一部を改正する法律案新旧対照条文

(注) 旧(現行)条文省略

○ 水防法(昭和24年法律第193号)(抄)

(傍線部は改正部分)

改 正 案

(国の機関が行う洪水予報)

第10条 (略)

2 国土交通大臣は、2以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前2項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者(量水標等の管理者をいう。次条及び第10条の3において同じ。)に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第10条の2 都道府県知事は、前条第2項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(水位の通報)

第10条の3 都道府県の水防計画で定める水防管

理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第10条第3項若しくは前条第1項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。
(浸水想定区域)

第10条の4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第10条第2項又は第10条の2第1項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を明らかにしてするものとする。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置)

第10条の5 市町村防災会議(災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、前条

第1項の規定により浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。第3項において同じ。）において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報（第10条第1項若しくは第2項又は第10条の2第1項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報をいう。次項及び第3項において同じ。）の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

2 市町村防災会議は、浸水想定区域内に地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設がある場合には、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう前項の洪水予報の伝達方法を定めるものとする。

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について住民に周知させるように努めるものとする。

4 前3項の規定は、災害対策基本法第17条第1項の規定により、水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第1項中「市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。）」とあるのは「市町村防災会議の

協議会（災害対策基本法第17条第1項に規定する市町村防災会議の協議会をいう。）」と、「市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第44条第1項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう。）」と、第2項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、第3項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(水防警報)

第10条の6 (略)

2～4 (略)

(水防団及び消防機関の出勤)

第10条の7 (略)

第38条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第39条 刑法（明治40年法律第45号）第121条の規定の適用がある場合を除き、第14条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかった者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。

1・2 (略)

3 第36条第1項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

余 滴

彼 岸

「暑さ寒さも彼岸まで」ということばを彼岸前後にはよく聞かれる。

彼岸とは、広辞苑（岩波書店）によると、仏教用語で「河の向う岸。生死の海を渡って到達する終局・理想・悟りの世界。」とあり、「春分・秋分の日を中日として、その前後7日間。」と説明されている。

彼岸は、彼の岸、すなわち向う岸であり、苦悩に満ちたこちら側の此岸に対し極楽浄土のことを指している。

我が国の寺では、彼岸の期間中「彼岸会」という仏事が行われるが、仏教の国であるインドや中国には彼岸の行事は行われず、我が国独特のものであるらしい。

彼岸の中日は、太陽は真東から出て真西に沈み、昼と夜の長さが同じである日とされている。しかしながら実際は昼の時間の方が長い。例えば、今年の春分の日である3月20日の東京における日の出時刻は5時46分、日の入り時刻は17時52分であり、昼間が6分長いことが分かる。

昼夜の時間が同じ春分・秋分の日であるが、気温は大きな差がある。春分の日の平均気温は東京を例にとると最高温度13.1度、これに対し、秋分の日のそれは、25度である。気温は太陽の高度のみで決まるものではないことが分かる。

彼岸の中日に当たる日は、国民の祝日とされているが、祝日の日は一般に特定の日（成人の日、体育の日は特定の日でなくなった）になるのが普通である。しかし、彼岸の中日の日は、太陽が天の赤道（太陽黄経0度と180度）を横切る瞬間の日をいうものとされ特定できないため、昭和23（1948）年に制定された国民の祝日に関する法律では、祝日の日を「春分日および秋分日」と規定している。

春分・秋分の日は、終戦前までは、春季皇霊祭、秋季皇霊祭と称して、皇室の祭祀であり、国民の祝日とはされていなかった。

彼岸には先祖の霊を慰める墓参りをするのが、日本における風習であるが、国民の祝日に関する法律では、春分の日は「自然をたたえ、生物をいつくしむ」、また、秋分の日は「先祖をうやまい、なくなった人々をしのぶ」となっており、法律の趣旨は墓参りは秋分の日のみでよいということになるのだろうか。

余談であるが、夏目漱石の作品に「彼岸過迄」という小説があるが、彼岸については一言も書かれていない。どうやら作品が出来上がるのが彼岸過ぎまで要するというこのようで、これがそのまま題になったということらしい。

(K)